

平成28年度第3回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年8月30日（火）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成28年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年8月30日（火）

午前10時～午後零時07分

区役所本庁舎6階 第三委員会室

- 1 開 会
- 2 審 議
 - (1) 保護樹木等の指定及び解除について
 - (2) 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 3 連絡事項
- 4 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（※回収資料）
- 4 新宿区みどりの基本計画の改定について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 新宿区みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱
- 7 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 8 新宿区みどりの基本計画（※回収資料）
- 9 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）（※回収資料）

審議会委員 14名

会 長	熊 谷 洋 一	副会長	興 水 肇
委 員	斎 藤 馨	委 員	渋 江 桂 子
委 員	吉 川 信 一	委 員	武 山 昭 英
委 員	渡 辺 芳 子	委 員	小 野 栄 子
委 員	丹 羽 宗 弘	委 員	間 座 和 子

委員 小島健志

委員 椎名豊勝

委員 藤田茂

委員 鶴田由美子

午前10時00分開会

◎開会

みどり公園課長 皆様おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第3回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様には大変お忙しい中、また雨で足元の悪い中御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と、資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点で傍聴を希望される方はお見えになっていませんが、本日の審議内容から公表しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 また、本日の資料ですが、資料3の指定及び解除審議対象樹木の写真につきましては、個人情報が含まれるため非公開としまして、それ以外は公開とさせていただきたく、御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承願います。

なお、本日の会議でございますが、12時を目途に終了したいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了していただきたいと思えます。

では、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。熊谷会長よろしくお願いいたします。

熊谷会長 皆様おはようございます。

それから、妙な台風が来ていて、風が強いようですので、多分保護樹木とかあるいは街路樹の、特に樹高の高いのは風でもしかすると何かあろうかと思いますが、ぜひみどりの課のほうでお手数をおかけしますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず初めに、本日の委員の出席状況について報告をお願ひいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、池邊委員から欠席の連絡をいただいております。このため、本日は15名中14名の出席により審議会は成立しております。

熊谷会長 ありがとうございます。

引き続き、本日の資料について事務局より説明をお願ひいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元でございます資料について御説明いたします。お手元の資料をごらんください。

まず、表の議事次第がA4、1枚になります。続きまして、資料1が審議会の委員の名簿になります。こちらもA4、1枚です。続きまして、資料2としまして、保護樹木の指定及び解除についての関係資料が資料2、資料2-1、2-2、そして参考資料を含めまして全部で4枚になります。続きまして、資料3、こちらが指定及び解除審議対象樹木の写真になります。こちらはカラーの3枚の資料です。こちらは回収資料となります。続きまして、資料4です。新宿区みどりの基本計画の改定について、こちらがA4の3枚の資料となります。続きまして、資料5が、新宿区のみどりの条例と同施行規則、こちらは、A4、表裏で7枚の資料となります。一番最後の1枚が、みどりの文化財（公有地樹木）指定要綱のA4、1枚の資料となります。続きまして、冊子のほうでございますが、みどりの文化財保護樹木等ガイドブックの小冊子が1冊、また、新宿区みどりの基本計画が回収資料となります。また、みどりの実態調査報告書（第8次）回収資料となります。こちら、両方とも概要版を折り込んでございます。

資料の不足等がございましたら事務局までお知らせ願ひます。大丈夫でしょうか。

熊谷会長 ありがとうございます。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の審議事項は、保護樹木等の指定及び解除についてと、みどりの基本計画の改定についての2件でございます。

初めに、保護樹木等の指定及び解除についての審議をお願いしたいと思いますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局担当 みどりの係長の柴田です。よろしく申し上げます。座ったまま説明させていただきます。

それでは、1番目の審議事項となります保護樹木等の指定及び解除についての御説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

まず、1の公有地の保護樹木の指定及び解除について御説明いたします。

公有地については、指定が1件、3本ございます。資料3で対象樹木の写真を載せていますので、後ほど御確認ください。

それでは、前の画面の映像を使って御説明いたします。

平成28年7月6日から8月30日までの間の件数でございます。ごらんとおり、公有地については1件、指定本数が3本です。民有地の保護樹木については、指定が3件、4本です。解除が4件、5本となります。保護樹林、保護生垣については指定、解除ともございません。

保護樹木のうち、公有地の保護樹木でございます。

ヒマラヤスギ外2本、場所は戸山一丁目でございます。

今回の保護樹木の1本目でございます。国立国際医療センター入り口付近にある候補の1番目で、ヒマラヤスギでございます。高さが16メートル、幹周りが2.37メートルでございます。

ごらんとおり樹勢も良好でございます、入り口付近に非常によい景観をもたらしております。

次が、候補の2でイチョウでございます。高さ14メートル、幹周りは2.04メートルでございます。樹勢も良好でございます、根元も非常にいい状況でございます。

次は、候補の3でございます。隣の木です。イチョウで、高さが14メートル、ちょっと枝分かれしているようで、幹周りが2.13メートルと1.79メートルというような状況でございます。

3本ともエントランス付近にございまして、地域のシンボルとなっております。なお、国立国際医療センターは既に建て替え済みであり、今後とも建て替え等でこの樹木が支障になることはありません。

続きまして、2番目の民有地の保護樹木の指定及び解除について御説明をします。

まず、指定のほうでございます。

まず、ソメイヨシノ外1本、大久保一丁目の全龍寺というお寺でございます。

次、2番目がクロマツで須賀町の永心寺というお寺でございます。

3番目は、ソメイヨシノ、これは一般宅でございます。

大久保一丁目の全龍寺についての候補の1本目でございます。ソメイヨシノです。高さが8メートルございまして、幹周りは1.88メートルです。

根元に墓石の食い込み等がありますが、外観上に腐朽等は見られず、樹勢、樹形とも良好でございまして、昨年3月、桜が咲いている状況がこちらでございます。

次は、候補の2番目でございます。シダレザクラでございまして、高さが11メートル、幹周りが1.95メートルということで、外観上も目立つ腐朽等は見られません。樹勢、樹形とも良好でございます。隣接の蔵の裏まで枝が張ってございまして、なお寺社にある樹木でございますので、今後とも建てかえ等で支障になることはなく、生育していくことが予想されます。これが昨年の咲いている状況でございます。

次は、須賀町の永心寺というお寺でございます。こちらのクロマツです。剪定がされてお
りまして、場所は、こちらでございます。高さが9メートルの幹周りが1.22メートルです。剪定によって枝数は少なく樹冠は小さいです。外観上目立つ腐朽等は見られず、樹勢は良好でございまして、根鉢がこのようになっている状況でございます。こちらも、入り口付近にありまして、外から見るができます。こちらも、地域のシンボルになるのではないかと
いうことでございます。

愛住町の一般宅でございます。候補は1本でございまして、ソメイヨシノ、高さが9メートルで、こちらなんですけれども、幹周りが1.25メートルです。モミジとちょっと絡まっておりますが、外観上は目立つ腐朽等はありません。樹勢も良好でございます。なお、今、ここは更地になっておりますが、所有者はこの樹木に非常に愛着を持ってございまして、現在更地で建築予定ではございますが、当然のことながら樹木は保存していくということでございます。

続いては、保護樹木の指定解除について御説明をさせていただきます。

保護樹木に関しましては4件、5本でございます。

まず一番最初にあるイチヨウです。こちらについては、樹木が腐朽しており、倒木の危険性があるため、西早稲田一丁目、宝泉寺というお寺でございます。

次が、エノキ外1本ということで、樹木が枯死しており、倒木の可能性があるためという

ことで、先ほどの須賀町の永心寺というところのお墓のほうにある木、2本でございます。

3番目は、ケヤキなんですけれども、既に伐採されておりまして、存在しないということで、後ほど、調査と経過、対応等について御説明させていただきます。

4番目が、イチョウなんですけれども、樹木が所有者のお宅に寄りかかっておりまして、^{とい}樋を破損しているような状況ということで指定解除の申請が出されました。計4件、5本でございます。

では、1番目からです。

こちら、宝泉寺というお寺、早稲田大学のすぐそばなんですけれども、こちらの映像で見ただけのともうちょっと傾いているような状況でございます。

それで、保護指定のプレートがあるんですけれども、これ見ていただくと幹の中がすかさの状況でございまして、90%ぐらい中身がなく、葉っぱは生い茂っているんですけれども、根っこもこの周り見ていただくとすかさかというような状況でございます。しかも、こちら、ここが通路になっておりまして、倒れてしまいますと、いわゆる参拝客というんですか、そういう方に被害もちょっと生じる可能性があるだろうということと、回復の見込みがほとんどないということで、指定解除の申請が出されております。

こちらは永心寺というお寺でございます。さっきのはこの入り口にあったんですけれども、ごらんとおり、もう枯れて、今一番生い茂る時期なんですけど、枯れておりまして葉っぱの1枚もないというような状況でございます。

この木に関しては、追跡調査というか、過去の経過もちょっと調べておりまして、25年のときは、このように生い茂っているような状況でございました。非常に樹勢もいいというか、良好だったんですが、ことしの5月に調査するともう葉っぱが1枚もなくなっているような状況でございまして、多少生きているようなところもあったんですが、ことしの8月に至ってはもう葉が1枚もなく、枝がそっくり返っているような状況でございます。

須賀町のもう1件目のほうでございます。こちら2年前はいい状況だったんです。ことし5月もまあまあ生えているというような状況だったんですが、連絡がございまして、急遽見に行ったところ、こういうような状況になっておるということで、3カ月の間に枯れてしまったというような状況で、これはもう当然のことながら、生き返る見込みはないということで、永心寺さんから2件続けて指定解除の申し出が出されたものでございます。

続きまして、既に撤去済みの一般宅の若葉一丁目の樹木、場所についてはこちらでございます。

これ、指定当時の樹木の映像でございまして、現状では、もう撤去されてございません。後ほど、こちらについては調査しておりますので、経過及び対応策については説明したいと思っておりますので、次に行きます。

北新宿三丁目、^{よろい}鑑神社というところですか。こちらは、見ていただけるとおり、建物にかなり食い込んでいる状況でございまして、所有者さんのほうから指定解除の申請が出されております。ごらんのとおり、根元等良好で、特に腐朽とかしているわけではないんですけれども、樹形は余りよろしくないということと、もうごらんのように、家屋に接してめり込んでいるような状況でございます。

以上、御審議いただいた結果になりますけれども、こちら、公有地の保護樹木については、現在、2件、2本、もともと牛込警察に1本と、国立国際医療センターに1本あったんですが、さらに3本追加になって2件、5本となりました。民有地の保護樹木については、件数は1件減りまして269件に、本数は1本減り1218本になります。保護樹林、保護生垣に関しては、増減はございません。

以上でございます。

みどり公園課長 それでは、引き続きまして、先ほどの既に伐採されておりました若葉一丁目の保護樹木、ケヤキの件につきまして、資料の2-1で経過等を御説明させていただきます。資料の2-1をごらんいただきたいと思っております。

まず、所在地ですけれども、新宿区若葉一丁目になります。保護樹木のケヤキで、幹周りが1.65メートルのものです。

以下に経過をまとめてございしますが、平成8年6月24日に保護樹木指定いたしました。所有者はAです。平成22年12月1日に所有者が変更しまして奥様のほうに変更になっております。平成23年11月28日に、また所有者の変更がありまして、今度は、お子さん、こちらのお子さんは区外に在住している方です。こちらに変更になっております。2回変更になっております。昨年27年9月中旬、みどりの実態調査（8次）を行いました。このときは現存しているところを確認しております。平成27年10月1日には、区から助成金のお知らせを送付しております。平成27年12月9日には、請求書を受け付けておりまして、12月17日に助成金の9,000円を支払っております。ことしの8月1日に、当課の職員が巡回中に伐採されているところ発見した次第でございまして、所有者が新築した家屋に住んでいらっしゃるために聞き取りをしまして、平成28年2月ごろ建築工事によりまして支障となることから伐採したとお話でした。同日付けで解除申出書を提出していただいております。

こちらの原因ですけれども、まず所有者が2回かわったということ、また2回目の所有者は区外に住んでいたということによりまして、解除申し出後に審議会に図ってから伐採ということが理解されていなかったということが挙げられます。また、所有者は、建築業者に手続を任せていたこともありまして、建築業者が手続を行うものだと思っていたといった事情もありました。

今後の対応ですけれども、このように相続、売買などによる所有者の変更に伴って、制度を知らずに伐採されるということのないように新宿区で行う樹木の健全度調査、または助成金の支給のときに制度のさらなる周知を徹底するということを対応策として挙げていきたいと思っております。

続きまして、前回の審議会で宿題となっております保護樹木の指定解除に至るケースについての今後の対応（案）についてまとめさせていただきました。次の資料2-2をごらんいただきたいと思えます。

保護樹木の指定解除に至るケースにつきまして、場合分けを行いまして、今後の対応（案）を事務局でまとめてみました。

まず1番目としまして、事前相談なく伐採して、その後も解除手続をしない場合が挙げられます。近隣住民または区が発見した場合です。

2番目としまして、伐採は先にしましたが、解除手続は後から行った場合がございます。

3番目としまして、区に事前相談しましたが、先に伐採して、その後解除手続を行った場合というの也被考えられます。

4番目は、正規の手続を踏んだ場合としまして、事前相談をして解除申出書を提出、審議会の審議後伐採という正規の手続になります。

以下、対応案を挙げておりますが、まず1のうち一番悪質なものは、制度を知っていたけれども伐採したケースとなります。大体10年以内の指定でかつ所有者の変更がない場合はこの悪質なケースに当たると思えます。この場合は、審議会の調査審議を経まして、条例に基づき文書警告を行うとともに、状況によっては事実を公表するという形で対応していきたいと考えております。

また、保護樹木がないにもかかわらず助成金を受け取っていたという場合は、返還請求もあわせて行うという形で考えております。

また、この1番目のケースでも、今回の例のように、所有者がかわってわからなかった場合とか、それ以外のケースもあると思えます。

また2につきましては、伐採は先にしたけれども解除手続は後から行った場合等、制度を十分に理解していないことが大きな原因であると考えられるために、こういうケースにつきましては、今後とも区の職員による健全度調査及び助成金の支給の機会に制度の周知徹底をより図っていきたいと考えております。

3番につきましては、前回のケースですけれども、区が事前相談を受けて、状況を把握しておりますことから、相談を受けたその後も引き続いて電話連絡、訪問のほうを行っていくこととしたいと考えております。

なお、次に、参考資料としまして、助成金支給の際に制度の周知徹底を図るために同封する書類の（案）を作成いたしました。

今までもこのようなものは入れておりましたけれども、特に今回、指定解除、または所有者の変更については強調してより理解をしていただくためにこのような形でしたいと考えてございます。

まず上のほうは、保護樹木の指定解除には事前の手続が必要であるということで、特に赤字を用いまして指定解除の際には必ず事前にみどりの推進審議会による審議を行う。倒木の危険等で伐採したり、また枯死した等の場合には、必ず申し出してから審議会の審議を経て、そして通知後伐採ということを知るようにこのように書かせていただきました。

また、次の所有者の変更等につきましても、こちらも所有者がかわった場合には、速やかに区まで連絡していただくということをお願いしております。そして、連絡いただきましたら、保護樹木の制度、また手続について区が改めて説明するというように考えております。

この2点をまず強調したお知らせとして、今後は補助金の申請の際には同封して周知徹底を図ってまいりたいと思います。

こちらの裏面には、維持管理支援のメニューを紹介してございます。

このような形で周知をしていきたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございました。

ただいま、事務局から御説明いたしましたけれども、大きく内容は2つに分かれておりますので、まず前段の今回の指定及び解除について、何か御質問、あるいは御意見があったら伺いをしたいと思います。引き続き、後半事務局から説明いたしました保護樹木を所有されている方への周知徹底と言いますか、つまり制度の再度の確認と、それから情報のお知らせをするというようなことについて、（案）をつくっていただいておりますので、その

2点について、御審議をいただきたいと思います。

まず、今回の保護樹木の指定と解除について、何か御質問があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

斎藤委員お願いいたします。

斎藤委員 民有地の指定のクロマツとソメイヨシノって幹周り1.22とか1.25メートルなんですけれども、これは1.2メートル以上になる前から把握していたものなんでしょうか。これからこういう新しく入ってくるものが多分あると思うんですけれども、その辺のいきさつというか、所有者が知っていて、ああ超えたなというのか、区のほうで調査されているのかというあたりちょっと教えていただけますでしょうか。

熊谷会長 事務局お願いいたします。

事務局担当 No. 3の愛住町のソメイヨシノ1.25メートルですけれども、これは、緑化計画書制度というのがありまして、新宿区で250平方メートル以上の敷地で建築計画をするときに緑化計画書の提出が必要なんですけれども、その計画書が出されたときに既存樹木で大きなものがあるということで、確認をしたところ、1.2メートル以上あったので、所有者も樹木に関心があるということで、木も元気でしたし、これは指定したいということで指定をしていただくようになりました。そういうきっかけです。

それから、クロマツにつきましては、指定解除の木もありまして、その中で、住職が非常に木を大切にしております、同じ境内の中にまだ指定されていない、それなりのクロマツがありましたので、それも幹周りをはかってみたら1.2メートルを超えていたんで、本数が減ってしまうよりなるべく減らないようにということもありまして、1本追加で指定をしたというような状況でございます。

我々調査のときに、いろいろ回っていて、すごくきれいに花が咲いているのですとか、それからこの制度が始まって随分たつんですけれども、その間に太くなったりするのもありますので、見に行ったとき同じ敷地内に樹木があつたりすると一応測ってみて、確認をして、それで申請してみたらどうですかというお話をして、指定をしているということでもあります。

この間も信濃町の慶應大学病院で調査をして、あそこ20本ぐらいあるんですけれども、追加で指定をお願いしたら、まだ病院の建て替え計画とかいろいろあるということで、ちょっと今回はお断わりをいただきました。そういうような状況になっています。

斎藤委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、間座委員お願いいたします。

間座委員 北新宿三丁目のイチョウの木でございしますが、建物の一部に接触していたために解除ということございしますが、これは別のところに移植して、保護するということはできなかったのでしょうか。

熊谷会長 いかがでしょうか。解除の申請の出ている保護樹木の4番目、昭和48年指定のイチョウ、これについて移植の可能性とか、それについての検討はどのようになっているかという御質問ですけれども、事務局からお願いいたします。

事務局担当 保護樹木の移植の件ですけれども、木を移植するときには、根鉢^{ねぼち}というものを取る必要があります。木の直径の四、五倍の鉢、要するに土を取る部分が必要になります。そのぐらい取らないと木を動かしても生存をしないということがあります。今回、この木の場合、家のすぐそばまで木が接しています。ちょっと家を壊すならば移植ができないことはないかもしれませんが、この時点で、この根の周りを掘って木を動かす、またもちろん木は物すごく重いです。人の手だけでは動かすことができません。大きなクレーンを入れないとまず動かすことは不可能だと思います。それには、相当な経費もかかりますし、生きるかどうかもわからないということで、こういう家に接しているというか、状況の中では、ちょっと移植は難しいというような判断をいたしました。

間座委員 わかりました。ありがとうございました。

熊谷会長 この樹木、私もちょっと質問してみたいんですけれども、昭和48年の時点で指定したときに、このぐらい近接して何か建物があったんですか、その後、建てたような、お寺の一部ですか、何か違った居宅かな、何か最初からこんなに近接しているとしたら、多分樹木の専門の人ならば将来建物を押したりなんかするんで、通常は指定をちょっと考えるとは思わんですけれども。当時の事情を知っている方いらっしゃるかもしれませんが。逆に言うと、随分この写真から見ると数年前から押し続けていたんじゃないかと。本当に樹木を大切にするのであれば、むしろ逆側に何か支柱を立てて、ワイヤーで引っ張るとかして、そういう方策もできることはできるんですけれども、これは指定から随分時間がたっているので、指定の当初の状況と現在の状況は必ずしも同じじゃないのかなというちょっと疑問があるんですけれども、いかがでしょうか、おわかりになりますか。

事務局担当 確かに居室です。神社の境内なんですけれども、神社の関係者の方が住んでいるわけなんです。このすぐ横に本殿があるんですけれども、それと渡り廊下でつながっているんですけれども、居住している建物です。比較的新しいように思われます。この木が指定さ

れたのは昭和48年です。そうするともう40年以上たっているんです。ですので、最初はぎりぎりまで建てて、曲がっていなかったんだと思われま^すけれども、わざわざ樋が曲がっているようにつくりはしないので、要するにぎりぎりにつくったけれども後から木が少しずつ傾いてきたんではないのかなというのが想定されます。その辺ちょっと神社の方に聞いてもわからなかったんですけれども、少しずつ傾いているような気がします。建てるときにこちらに連絡があったわけでないので、なかなかその辺を、御相談があれば、どういうふうにしたらいいかというのはあるんですけれども、そういうものがなかったので、ちょっとこういう状況になってしまいました。

先ほど切られた若葉一丁目のケヤキの木もそうなんですけれども、話を聞いていると、土地が狭いものですからぎりぎりまで家を建てたいということで、建てるときに、建築業者に将来根が基礎を持ち上げてしまうから切ったほうがいいよと言われて、そういうふうに判断をしたということになります。家を建てるときならちょうど足場をつくるから、そのまま切れる、その足場を使って安く切れると。その敷地もやはり道路づけが非常に悪くて、庭の一番隅っこにあって、なかなか搬出がしにくいものですから、それを機会に切ったというようなことを聞いております。

熊谷会長 ありがとうございます。

椎名委員お願いいたします。

椎名委員 関連しまして、これ保護樹木にした後に形は変わらないんですよ、木は変わっていないので。下の根の状態が変わってくるんです。ですから、こういう形のものをどうするかというのは、特に次の問題なんです、きつとね。かなりハイレベルになってくる問題だと思うんですけれども、それで、ここは恐らく建てるときに、家側の根はほとんど切ったです、ね、きつとね。ですから、前はちゃんと根が四方に張っていく余地がある。要する土壌の問題なんですけれども、土壌空間がなくなって、それで、ちょっと向こう側にも、何か構造物らしいものがありますから、あっちも切って。それから、なおかつ深植えと言うんですけれども、根の根張りが普通あるんですけれども、これ出ていませんので、恐らく建てたときに地盤を変えて、計画地盤が変わって高くしたんだと思います。何かのいわいが悪いので。こういうものというのは、保護樹木の環境が変わるというんですか、環境が変わってしまうということになるわけですので、今後の課題でしょうね、そのものをどうしていくのかと。こういう状況なら、早晚樹木が傷んでくるということはもう言えますね。でも、所有者の方は、もちろんそれ御存じなくて一生懸命残そうということでいっぱいまで建てて、何とか残した

いと。恐らくそれで自分としては残したという気持ちでいらっしやると思うんですけれども。土壤条件とか、根の状態を考えると、ちょっとどうだったのかなということはありませんね。これかなりレベルが高い話になってしまうので、所有者の方にそれまで求めるというのは、今の状況ではなかなか難しいと思いますけれども。その人の緑に対する考え方というか、それが熱心であれば、こういうことも理解していただけるのかなと思いますけれども。今後の問題かなと思います。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

はいどうぞ。

鶴田委員 解除のほうの2-1と2の永心寺のエノキとムクノキなんですが、どちらも25年には葉があつて、割と急激に枯死したということなんですが、何かこれは原因がありそうなんでしょうか。

熊谷会長 はい、いかがでしょうか。

事務局担当 ことしの5月の初めに、永心寺さんから木が枯れそうだということで区に連絡が来ました。そのときには、エノキのほうはほとんど葉が残ってなくて、一枝、二枝に葉がちょっとばらばらと残っていたんです。その時点でもう1本、ムクノキのほうは、まだ真ん中の木は残っていた、何かでも調子が悪そうでした。根元とか、幹の状態を調べたんですけれども、特に虫がついているとか、はっきりした病気の兆候は見られませんでした。例えば根の周囲も虫か何かで周囲をかじられたというようなところも見られませんし、ちょっと原因がわからない。この2つともお墓の敷地内にあるんですけれども、一つは崖の途中、一つはお墓の平らなところにあるんですけれども、よくわからないというのが現状です。しいて言えば、ちょっと5月ぐらいにちょっと乾燥が結構続いたんじゃないのかなと思います。でも40年も指定してからたっていますし、もともとそこに40年前に指定するときにはもう指定するだけの大きさがあつたもんですから、ちょっとやそつの乾燥では枯れたりもしないというように思っています。やはり、よくわからないというのが現状です。

鶴田委員 2つはそんなに近い場所とかではない。

事務局担当 10メートルぐらい離れています。

鶴田委員 だから地下の水道みずみちが変わっちゃうとか何かそんなふうに、たしか……

事務局担当 お墓ですから、特に何かいじったというような兆候もなかったですし。2年前と比べてほとんどもう変化ないはずなんですけれども。2年前はもうすごくよく茂ってしまし

たので。椎名委員でも、何かそういうような考えられる原因がもしあれば教えていただければと思います。

熊谷会長 ちなみに樹齢どのくらい、予想で。

事務局担当 80年ぐらいはたっているかなと、その割には余り太くはないんですけども。

鶴田委員 地方とかで、よく御神木なんかを意図的に薬剤を入れてみたいな話もたまに聞くので、何かそういう人為的なことでないといいなというのがちょっと思ったんですけども。

事務局担当 その話も私知っています。それは何か材木を生かすためにまず枯らしてというような話で、これは材木にもならないし、ここで枯らしても何の意味もないのかなというところがあります。お寺さんで、墓石を倒しちゃうから枯らせたいというような意思があるのかもしれないですけども、住職さんに聞くと、住職は非常に樹木とか、みどりには関心がありまして、そんなことをされる方ではないと思います。

熊谷会長 椎名委員お願いします。

椎名委員 まだ両木、立っているんですか。

事務局担当 立っています。

椎名委員 立っている。

あとはモンパ（^{もんぱびょう}紋羽病）は出てないですね。

事務局担当 出てないです。

椎名委員 出てないですよ。ナラタケモドキどうですか、これからですね。

事務局担当 1本は崖のところのために^{ねぐさ}根笹がたくさん生えていまして、ちょっとそこまで、崖のせいで、根元がすごい笹に覆われているので、ある程度は見たんですけども、その時点では何も生えていません。

椎名委員 発生の時期がこれからですから、8月終わりから9月ぐらいですから、ちょっとあれでは、ほかの保存樹あるんですか。

事務局担当 ほかの保存樹、先ほどのクロマツですとかシラカシとか。

椎名委員 ありましたね。

事務局担当 落葉樹は、少し離れた崖の上に、ソメイヨシノとかイチョウがありますけれども、そちらはもう全然何でもない。

椎名委員 ちょっとあれじゃないですかね、9月ぐらいになったらちょっと見て、ナラタケモドキですけども、あるかないかは、ちょっと見たほうがいいのかもかもしれませんね。

事務局担当 それを確認します。

椎名委員 笹を取らないとわかんないですね、ナラタケモドキだと。結構都心でも出ていますし、急激に枯れるのは、そのぐらいだと思いますけれどもね。

あと、もちろんカミキリは入ってないですよ。

事務局担当 入ってないです。見た感じでは入ってないです。

椎名委員 わかりますからね。

わかりました。

熊谷会長 ほかに何かございますでしょうか。

吉川委員お願いいたします。

吉川委員 対応をしてくださっておるわけですが、勝手に伐採ですか。それにつきまして、可として、指定するときに御説明して、あるいは保護樹木等を所有する皆様へのプリントを作成したりして対応してくださっているということは、大変いいことではないかと思いますが、何か保護樹木を指定されている方は数年たつとマネンリになっている。例えば、そのお金というのは、区民の大切な税金から支払われているわけですから、そういう思いがないんじゃないかという気がするんです。ということで、そういったことに対するPRは指定されたときだけではなく、定期的にそういう記載についてPRをしていただきたいと思います。わけでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

みどり公園課長 今の御意見いただきましたけれども、まず第一段として周知の際には、かなり手続等を強調したチラシをまず入れることから始めようと思ひています。また機会をとらえて、本当に定期的にあらゆる機会をとらえてPRをしていけたらと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

まず、今の吉川委員の御発言で、所有者への周知徹底とか、それから、その手続、あるいは方法についてもこれから御意見をどんどんいただきたいと思います。今回の保護樹木の指定と解除については、いかがでしょうか。今、一つ椎名委員から出てきている御意見は、もう一度9月の初旬等に現場の2本のケヤキとムクノキについては、一応樹医の方に見ただいて、それから判断したほうがいいと、こういうお話ですか。それとも、伐採というか解除は今回認めておいて、それでフォローとして、伐採は審議会としてはやむなしと認めて、あとできればフォローして、どういう原因があるかどうか、もしわかれば確認したいと、い

うことでよろしいですかね。

椎名委員 今、考えているのは、9月というのはナラタケモドキというキノコが出ますので、これは根腐朽ですので、切り株を残しておけばあるかないかわかりますので、解除になれば伐採して構わないと思います。ただ、ほかに指定樹木があるということなんで、ちょっと調べておいたほうがいいかなということなんです。

熊谷会長 ありがとうございます。

ということでございますので、特に解除について、御異議があったわけではないというふうに理解をさせていただきまして、よろしければ、まず、保護樹木の指定、公有地1件、3本と、それから民有地の3件、4本、そして、解除については、民有地の4件、5本について、お認めをいただいてよろしいでしょうか。

(うなづく者あり)

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおりお認めをいただいたということにさせていただきます。

引き続き、手続等について、あるいは所有者への周知、そして、もともとは区民の血税であるぞということを徹底して所有者の方にお知らせしたほうがいいのかという御意見。

ほかに何かございますでしょうか。

渋江委員お願いいたします。

渋江委員 参考資料の周知徹底(案)、ありがとうございます。しっかりと区の税金を使うという意味で周知徹底いただけると、特に助成金の請求をされるときに、これらの資料を送っていただきたいと思いますが、加えて1件、もし可能でしたら、前回も申し上げましたけれども、複数木所有している所有者に向けて、ガイドブックの1ページにあります標識、標識を毎回きちんとあるのかなのか、少ないところは確認できていると思いますけれども、多数木所有しているところは、確認も徹底いただくような文言があってもいいかなと思います。よろしく申し上げます。

みどり公園課長 そちらのほうも徹底していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

はい、椎名委員申し上げます。

椎名委員 こういうことを徹底していくということになると、この流れ図ありますね、伐採等という最後まで。今までは、何て言うか、ある程度なあなあと言っちゃあ変ですけども、あうんの呼吸みたいな部分もあったと思うんです。そうすると、こういうふうにすると、審議会を通さなきゃ絶対切れないというふうになるんです。ただ、例えばベッコウダケの場合なんかも、凡例でちょっと出ていますので、やっぱり見つけたら絶対切らなきゃいけないというわけじゃないですけども、区のほうが、例えば根がもうすかさずかかっているとか、それをもう見つけたら即座にやっぱり区の方の判断で切れる条項というんですか、それもやっぱりよしとして残しておかないと、あと損害賠償のときに区が矢面になることはもう確実ですので、そこら辺の部分ちょっと考えられたらいいんじゃないかと思います。見つけた瞬間から責任が出てきますので、そのときに支持根がきちんとあれば、まだ審議会を通して大丈夫ということでしょうし、もうほとんど新宿の場合は迎賓館前の通りのユリノキありますよ、大きいよね、あれが結構倒れるんですよ、突然。一帯ベッコウダケ多いんですけども。何回かもう倒れていますね。このぐらい大きいですから、あれね。あれがぼくと倒れますので、ああいう状態というのはもうないわけではないんで、そういう条項というか、そのときは審議会を通さなくても、その書類そろえて審議会に出せばいいみたいな形のものも必要ではないかというふうに思います。

熊谷会長 貴重な御意見ありがとうございます。

大体が保護樹木を申請してくださっている方は、特に最初の申請に同意されている方については、ほとんど善意の区民であるわけで、そういう方が善意で協力してくれていると同時に、あくまでも所有権はその所有者の方ですから、そこでいろいろな、今、椎名委員が言われたような、損害賠償を、当然、保護樹木の指定されて、それに協力していたのということならば、余計それに対する損害賠償というのが十分考えられますので、そのことは、もう一度事務局のほうで考えていただいて、多分区に法律の専門家の弁護士さんとか、方いらっしゃるから、その辺ともよく相談をしていただいて、どんな場合には区にとって責任の所在がきちんと確認できるかというようなことについて、確認をされたほうがいいと思います。

それと、もう一つは、今おっしゃったように審議会にかけなければ全てだめだというふうに誤解されてもまずいので、この場合にやむを得なく、あるいはいろいろな事情があって、伐採されたことについて審議会がけしからんというわけではなくて、その場合も経過とか何かについて必ず説明していただいて、かつ事後申請でもいいから解除の手続を出していただ

くというようなことがわかるような内容にさせていただいたほうがいいかなと思います。

参考の（案）は、命がけで保護樹木を守ろうとするみどりの課の精神が非常に強く出ていて、これはこれで結構だと思いますけれども、やはり一方で、特に今なんでもかんでも裁判ざたを起こすような、そういう風潮もありますので。

齋藤委員。

齋藤委員 参考の案内文のチラシなんですけれども、ちょっと所有者とか所有変更された方がぱっと見てわかりづらいかなという気がするんです。最初の保護樹木等の指定解除には事前の手续が必要だと書いてありますけれども、これだと伐採との絡みがすぐに、下を見ればわかるんですけれども、よく読めば。でもやっぱり、伐採を考えた場合に、指定解除ということをしてからというのが普通の手続なんだという話と、あと裏側で、もちろん9,000円が出るとか、そういうことも大事なんですけれども、万が一、倒木してしまったり、けがをさせた場合に、保護樹木に指定されているものは保険が入っているとか、やっぱり所有者の持っていることの利点をもう少しぱっと入ってくるような、あと緊急時には、こうしてほしいとか、あと先ほど椎名委員も言われたように、十分腐朽とか進んでいたりしたら、区に問い合わせれば診断とかいろいろなことで保護されていますのでというふうに安心して御相談できるというようなことがずっと入ってくるような、ちょっと案があるわけじゃなくて申しわけないんですけれども、その辺もう少し工夫されるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

熊谷会長 齋藤委員、案を作ってください。

みどり公園課長 ただ今いろいろ御意見いただきましたが、あくまでも、たたき台でちょっと出させていただきました。今の視点、確かに利点を強調するであるとか、また緊急時の対応を含めたことを非常に必要だと思いますので、そこら辺はまた検討させていただきたいと思っています。

また、伐採を前面に出すと、切っていいのかという目線で見られたら困るなということで、ちょっと伐採は少し下におろして書いていたところなんです、その辺もよりわかりやすいようなものを工夫したいと思います。

また、とにかく困ったら区に連絡ということで、まず区に連絡ということが一番にわかるような書き方にも変えたいと思いますので、その点は再度検討させていただきます。

熊谷会長 ほかにございますか。

はい、渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 資料2-2なんですけれども、対応（案）ですか、1のうち一番悪質なのはと書いてあるんでちょっと私どきんとしたんですね、ちょっとせつかく保護樹木を育ててくださっている方に対して何か悪質という言葉がすごく強く感じられちゃったんです。

実は、私の実家はお寺で、杉並のほうに墓地があるんですが、その墓地に1本、お堂の前にドングリがなる木があるんです。それが指定になっているんですけれども、結構お掃除がすごく大変と言うんです。あれは1年中葉が落ちるんですごく大変と言っておまして、少々いただいているんでしょうけれども、それだけの努力をしているので、ちょっとこの言葉はそういう方たちにとって少し私は刺さっちゃったんです、先ほど聞いていて。何か言い方を考えていただけたらと思っております。もちろん、これはとてもいけないことで、管理料、指定料を払うときに、ちゃんと育てているかどうか、その辺は精査なさってください。すみません。

みどり公園課長 失礼しました。ちょっと悪質という表現はストレート過ぎましたので、事務局のほうで考えたいと思います。失礼いたしました。

渡辺委員 でも、本当に吉川委員がおっしゃったように、区の税金を使っているんですから、ちゃんとしていただきたいと思うんですけれども、結構年中管理しているというのは大変なようでございます。こんなプレートがついておりましたけれども、新宿区もプレートもついておりますか。

それから、もう一つ、国立医療センター、私はよく利用しているんですが、あそこのすばらしい木で、本当にいいと思いますし、また、医療センターに幹周りが新宿区で2番目の木があるとか伺っているんですけれども、どの辺にあるんでしょうか。

事務局担当 今回指定したのは3本なんですけれども、その前に去年1本指定しました。それはケヤキの木で、相当太い木です。それは、その地図で言うと左側の、今、記されているその辺です。外からも見えます。半分塀の中、半分塀の外に出ている大きなケヤキの木です。

渡辺委員 こうなりますと、本当に医療センターがすごく身近に感じられるようで、うれしいと思います。

熊谷会長 いかがでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。

大きな木になればなるほど、逆に私も幾つか経験があるんですけれども、例えば倒れなくても何かの拍子に太い枝が落ちて、例えば、それが特に道路のそばにあるような樹木で枝が落ちると、外側に駐車をしている車があつて、それをぶつけてへこんだとか、そういうよう

な案件が結構あって、そういうときに、最悪というか、人にけがをさせるようなこともあるんですけども、ただ駐車させておいた車にぼこんと落ちて、それが裁判になって、利用者から訴えられて、例えば私の知っている場合は駐車禁止のところにとめてあったものでもダメなんです。やっぱり枝を落としたほうの、それが敷地外に出ている、敷地内に生育しているその樹木の所有者が訴えられて、多分民地だったら、その所有者の方が被告になってしまうわけで、こういう公有地ですと、ここのセンターだけじゃなくて、それが多分国まで上がっていくんです。それを、その途中でこのセンターのいろいろな管理、運営にどこかでつながっているような、まず区が訴えられて、区がうちじゃわからんからというので、これどこですか、厚労省に行っちゃうんですか、何か国まで行って、それで結局裁判所が判断して、どこに責任があるということで、大体、そういう場合は訴えたほうが勝つんです。やっぱり車がつぶれたとか、壊れたとか。

そういうようなことで、保護樹木というのは、確かに景観的には住民の方に非常に愛されるんですけども、一步間違えると、非常に管理責任を問われるようなことがあるので、先ほどちょっと椎名委員も言われましたけれども、私も、危ない、危険な場合は、できるだけ早く伐採して、周りに迷惑をかけないというのが、実は所有者の方の心配事でもあって、生育が悪いとか何かとおっしゃっていますけれども、実は、危なくてしょうがないと。特にこの近くはよくお墓にお参りに来る方もいらっしゃるし、それから、ここは小学校の通学路になっているとか、そういうことで、所有者の方で心配されている方はたくさんいますので、その辺も含めて、十分に何かの裁判ざたとか、そういうような争いになったときに、特に所有者に不利にならないような、そこまですべてを考慮していただけたらと思います。これは、今の保護樹木等を所有する皆さんへのこの文書も、余り正式なものにかえてすると、それを盾に取られて、いろいろなことの補償を逆に区が求められるということになりますので、そうするとみどりの課を飛び越して、多分区長のところへ責任になって、その前に審議会の委員の皆さんにかかって、いやいやそんなことないですけども、やっぱりその辺の現実的な社会への対応もこれから少し考えていただいて、内容については、もう問題はないと思いますし、できるだけ悪質とか、そういうことを表現は集約していただきまして、善意の皆さんにもさらに重ねてお願いをしたいということでございます。

椎名委員。

椎名委員 関連して、今の件について、新宿区の公園とか、そういうところの実は落枝おちこと言うんですけども、枝が落ちる、落枝おちこと言うんですけども、落枝おちこで、結構事故が起きている

んです。それで裁判にもなっているんですよ。恐らくここ二、三年後ぐらいには、新宿区の公園やなんかもそういうことを決めていかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。点検とか、そういうことを決めていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

私の知っている市では、自転車に乗っていて保護樹木の落枝で、腕かなんか当たったんですね。それで補償、これ保険で補償したみたいですがけれども、財政的には事なきを得ているんですけれども、それは保護樹木だから役所に請求が来たみたいですね。

熊谷会長 でしょうね。

椎名委員 要するに個人なら言ってもだめだが、役所なら争うには十分という人もいらっしゃいますので、役所のほうに請求が来た。そこの市は払ったようですね、保険金で。そういう事例もありますので、世の中の危機に対する尺度というのがだんだん厳しくなってきた。それと、樹木が大抵木が大きくなっていますので、どうしても落枝になる条件の枝がふえていることも事実なんです。ですから、これからの問題ですがけれども、保護樹木で敷地内ではあれですがけれども、ヒマラヤの場合は余り考えられないですがけれども、ただケヤキやなんかの場合には、道路のほうに出ていて、さっき会長もおっしゃったようなことが起きる可能性がありますので、今後もやっぱり保護樹木についてのそういう落枝対策というか……

この前川崎で起きたのも、スーパーなんですよ。それで、あれは径が5センチぐらい、長さが9メートルぐらいの枝ですか、大分手入れしてなかった木なんですけれども、それが落ちて、大けがをして重傷でしたけれども、ですから、そういう状況というのは世の中だんだん木が大きくなってくると、やっぱり安全という問題、両方厳しくなっているんですね。ですから、そういう点では、そういうこともだんだん視野に入れていかなきゃいけないのかなと思います。

熊谷会長 この前の原宿の明治神宮の木があれして、JRに、山手線をとめて、大変な災害、あれは補償はどうなるんですか。

椎名委員。

椎名委員 どうなんですか。JRが……

熊谷会長 あれ積算して出したらすごいですよね。

椎名委員 そうでしょうね。

熊谷会長 何万人の足をとめて。

椎名委員 実害が、実際の経済的損失があるかないかでしょうからね、訴訟の話は。ですから、振りかえ輸送というのはどういう仕組みになるというのによるかもしれませんね。

熊谷会長 副会長、お待たせしました。

輿水副会長 御心配されているようなので、知っている情報を。

原宿の場合は、原宿のホームの改良工事をJRがやっていたと、それで土手が少し緩んでいた。そのことも原因になっているので、一方的に神宮の木が倒れてJRに迷惑をかけたということにはならなかったんだと思います。ですから、JRのほうも事故だったと、事故だったということで半分責任を感じている。

それから、木がそもそも神宮の木でしたから、余り大きさに騒ぐとやはりまずいだろうというので、これ以上問題を大きくしないということで処理をしたということをお聞きしました。

熊谷会長 先生が参考人でいらしたの。

輿水副会長 いえいえ。

熊谷会長 大岡裁判をやったんじゃないか。

輿水副会長 いえいえ、関係者の方にきのう話を聞きました。

熊谷会長 でも、ああいうの本当に大変ですよ。

輿水副会長 大変です。

熊谷会長 はいどうぞ。鶴田委員。

鶴田委員 資料2-2の対応(案)の中で、これもまた法律絡みになるかもしれないんですけども、保護樹木がないにもかかわらず助成金を受け取った場合は返還請求を行うというところなんですけど、これは、今まで、過去にそういう返還請求を行われたことがあるかどうかと、数年前から一斉調査をされていた中で、記録のそごみみたいなのがあったのかどうかと、つまり過去にさかのぼってまで適用するものとして出すのかどうかというのは、ちょっと定めておいて、資料も公開されることであれば検討されたほうがいいのかないかなという気がするのですが。

みどり公園課長 実際、過去にさかのぼって返還していただいたということは今のところございません。みどりの保護樹木の助成金の交付要綱の中で、その年度の10月1日に存する保護樹木に対して助成金を払うということになっておりますので、これをちょっと今後は厳格に考えていきたいなと思ひまして、こういう形で書かせていただきました。確かに、後から見つかって、かなり前まで遡及するかといったようなことはまた慎重に考えていきたいと思ひております。

鶴田委員 わかりました。

熊谷会長 ほかに何かございますか。

それでは、今の御審議いただいた内容で、指定及び解除については原案のとおりお認めいただいて、それから、所有者への情報の周知徹底の（案）については、あくまでも（案）でございますので、本日の段階で、この（案）を成案として（案）を取るということではなく、さらに引き続いて事務局のほうで検討していただいて、本日いただいた委員の方の御意見をもとにもう少し内容についてブラッシュアップと言いますか、もう少し手を入れていただけたらと思いますので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

熊谷会長 どうもありがとうございました。

◎新宿区みどりの基本計画の改定について

熊谷会長 それでは、2番目の審議事項、新宿区みどりの基本計画の改定について、説明を、事務局からお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、みどりの基本計画の改定について御説明いたします。資料4をおあけください。

まず、1番目としまして、計画の位置付けです。

みどりの基本計画ですが、新宿区のみどりに関する総合的な計画としまして、都市緑地法に基づき策定すると同時に、新宿区みどりの条例6条に基づく「区のみどりの保護と育成に関する計画」に位置付けております。今の計画は、平成21年2月に策定したものです。

2番目の改定の理由でございます。

今の計画では、当面の目標期間を平成20年度から平成29年度までの10年間と定めております。平成30年度からの新たな目標を設定する必要があります

二つ目としまして、現在進めております新宿区の総合計画の見直しに伴いまして、緑化の推進策等の見直しを行う必要があることがあります。

三つ目としまして、都市緑地法運用指針の改正、23年10月を踏まえまして、みどりの基本計画に生物多様性地域戦略を追加する必要があることとの理由が改定の理由となります。

3番目の計画の期間でございますが、新たなみどりの基本計画の計画期間は10年間といたします。平成30年度から39年度です。

計画の策定時期は、平成30年3月を予定してございます。

また、改定方法、4番目になりますが、まず、みどりの推進審議会によりまして、調査審

議をいただきたいと考えております。みどりの基本計画の改定に当たりましては、改定のスケジュール、現行計画の検証、課題の抽出、新たな目標の設定、盛り込むべき施策のあり方などにつきまして、みどりの推進審議会によります調査審議を踏まえて作業を進めてまいります。

2番目としまして、改定PTを設置いたします。

みどりの基本計画ですが、現行の計画、その前の計画ともに区の職員が主体となって改定を行った経緯がありまして、今回についても同様の考え方で進めてまいりたいと思います。このため庁内にみどり、公園、街路樹に携わっている職員で構成しますみどりの基本計画改定プロジェクトチームを設置しまして、改定作業を進めてまいります。

また、改定作業支援委託も実施いたします。みどりの基本計画の改定作業を効率的に行うため、各種資料作成などの作業について、業務を委託します。

それでは、5番の改定スケジュール及び6番の新たな計画の目標設定につきましては、担当主査から説明させていただきます。

事務局担当 担当の三橋と言います。よろしくお願いいいたします。

資料4-1、みどりの基本計画改定スケジュール（案）をごらんください。

みどりの基本計画につきましては、今年度と来年度、2年をかけて改定を進めていきます。まず、本日第3回みどりの推進審議会で全体像と、あと計画の前提となる目標の設定について御意見を伺いたいと思います。それから次回の審議会までの間に、現行計画の検証、課題の抽出を行いまして、右のほうに緑の矢印がございまして、この間に3つの新しい調査結果が出てまいります。1つが、緑視調査というものでございます。これは緑被というのが空から見た緑の状況なんですけれども、この緑視と言いますのは、人がまちに立って道路やまちを見たときに緑がどのくらい見られるかというのを数値にしたものです。この調査を現在進めておりまして、10月ごろにはその調査結果の速報値が出てくるものと考えております。

それから、エコロジカルネットワーク（案）と申しまして、今やはり新宿区内の生き物調査というのを行っております。生き物というのは移動をしますので、生き物の移動を考慮した緑地の配置等の計画、これをエコロジカルネットワークと申しますけれども、こうした検討結果も出てまいります。

また、現在、新宿区全体で区民意識調査を行っております。この調査の中で、みどりについての調査項目も加えておりますので、この調査結果の速報値が11月ごろには上がってくる

ことになっております。こうした調査結果等も含めまして、計画の全体、あるいは個別の施策というものを検討いたしまして、次回の審議会のほうにお図りしたいと思っております。

そして、今年度末の3月には、素案という形で一度まとめさせていただきたいと思っております。来年度になりまして、さらに検討を進めてまいりまして、途中パブリックコメント等で住民等の意見を加えて年度末には計画の策定、公表というところまで持っていきたいと考えております。

以上が、大まかなスケジュールでございます。

続きまして、資料4-2でございます。みどりの基本計画目標値の設定についてでございます。

お配りしておりますみどりの基本計画の12ページ及び13ページが現行計画の目標値の設定が書いてあるところでございますので、あわせてごらんいただければと思います。

みどりの基本計画の中では、現在4つの目標値を設定しております。その中で一番大きいのが、緑被率ということになりますけれども、まず一番目に、この緑被率の変遷というのを示しております。途中、調査精度と言いまして、調査のみどりをどのくらいの精度で拾うかということで、従前は調査精度を9平方メートル、3メートル×3メートルぐらいの緑地を拾ってございましたけれども、近年は調査精度が上がりまして、1メートル×1メートルの細かい緑まで拾うようになりました。こうした調査精度の変更はありますけれども、おおむねこの20年ほどに関していいますと、ほぼ横ばい、0.5%ぐらいの範囲の中で上下をしているという状況でございます。

続きまして、4つの目標値についての御説明をさせていただきます。

まず1番目、緑被率でございます。

今回、みどりの基本計画は過去2度改定をしております。現行の基本計画、第3次ということになりますけれども、この第3次の緑被率は、当時の調査で17.47%、10年間の目標値としては、これを1%ふやしたいと、そして、将来の目標についてはこれを25%にしたいという目標を立てておりました。実績で行きますと、実際この10年で緑被率は0.01%しか増加をしておりません。その前の第2次からの20年で考えましても0.03%しか増加をしておりません。問題点といたしましては、実際にこの目標値というものが10年間で達成できていないということがあります。また、今後の10年間を考えた場合、公園につきましては、区のほうで用地取得をしてつくるような公園の新設、改良というものの予定がございません。また道路については、まだ少し道路計画が残っておりますので、ふえてはくると思うんですけ

れども、こうした公共の側での緑地の増加というのが大きく見込めないという状況であります。こうした状況の中で、この10年間の目標値、あるいは将来の目標値というのをどうすべきなのか、今までと引き続いて増加ということで強気で行くのか、現況で行くと横ばいなので、そこまで落としてしまうのか、正直今悩んでいるところでございます。

また、先ほど少し説明しましたけれども、緑視率という調査を今しておりますので、実際に緑が見える、昨年度の実態調査の中でも、壁面緑化であるとか、接道部の緑化というのは年々ふえているという数字が上がってきております。こうしたものが緑視の調査の中できちんと出てくると思うので、こうした新たな目標値の設定も考える必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

続きまして、2番目の目標値としてみどり率というのを想定しております。これは、1番の緑被率に加えて、水面の面積、それと公園の中で緑に覆われていない部分も含めた数字をみどり率と申します。これは、近年になって東京都のほうで中心になって指標として出されたものでございます。こちらにつきましては、第3次では10年間の目標値として1%の増、将来的には27%にするという目標を掲げております。10年間の実績としましては、これも目標に達しない0.1%の増にとどまっております。問題点及び課題につきましては、緑被率と同様のものがございます。

続きまして、裏面になります。公園の目標でございます。

第3次のときには、公園の目標の指標として3つ挙げてございます。1つが、新宿区全体に対する公園の割合、第3次では現況は6.5%でした。それから公園自体の総面積119.3ヘクタールが前回の実況値です。それから区民1人当たりの公園面積というのもございます。前回は1人当たり3.82平方メートルという数値でした。これに対して、10年間の目標といたしましては、公園面積の2ヘクタールの増、それから住民1人当たりの面積を3.9平方メートルにするという目標を立てており、将来的には、公園面積を区全体の8%にする、住民1人当たり5平方メートルにするという目標を立てております。

実績のほうでございますけれども、区全体といたしましては0.04%の増となりました。公園面積は1.2ヘクタールの増であります。住民1人当たりにつきましては、逆に0.23平方メートルの減ということになっております。

問題点なんですけれども、やはりこれも10年間で目標値2ヘクタールの増に対して1.2ヘクタールしか増加をしていないということで、その他の数値も目標値に達していないということがあります。ただし、公園面積につきましては、実際には1.8ヘクタール増加をしてい

るんですけれども、この間に主に道路予定地を公園としていたところが道路計画が進みまして何カ所か廃止をいたしました。それによって0.6ヘクタール減少をいたしましたので、プラスマイナス1.2ヘクタールの増にとどまっております。

また、先ほども言いましたけれども、今後10年間、新たな公園の予定がないということでございます。民間の大規模開発の際に、提供公園というものがあるんですけれども、こうしたものが幾つかふえるとは考えておりますけれども、大きな増加にはならないのではないかと考えております。

また、人口の増加というのもあります。新宿区の人口も一時は減っていたんですけれども、近年は増加傾向にあります。この10年間におきましても2万3,000人増加をしております。この人口の増加が公園面積の増加を上回ったということがありまして、1人当たりの公園面積というものが減少いたしました。また、今の推計では、2030年ごろまでは、人口は増加を続けるだろうという予測がされております。ですからまだ10年、20年は人口が増加をし続けるという中で行くと、この1人当たりの公園面積という数字に関しましては、今後も減り続けいくだろうというふうに考えられます。こうした中で同じように、この10年間の目標値というものをどうするか、将来の目標値をどうするかというのを考えていかなければなりません。

4番目に、区民意識というものも指標に掲げております。この中では3つの指標を掲げております。

1つ目が、新宿区全体で緑や花があると感じる区民の割合、2番目が、住んでいる近くで緑や花があると感じる区民の割合、3番目が、身近な場所でチョウやトンボ、野鳥などの生き物がいると感じる区民の割合という3つの指標を掲げております。こちらにつきましては、現在、区民意識調査を実施中ですので、その結果、速報値が11月ごろ出てまいりますので、それを踏まえて考えてまいりたいと思います。

本来は、こうした目標値につきましては、事務局のほうで検討した（案）をお示しして、それについて審議をいただくというのが筋でございますけれども、大変申しわけないんですが、現時点でまだ正直悩んでいるところでございます。きょうはぜひ皆様にさまざまな意見をお伺いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

熊谷会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について何か御質問、あるいは御意見がありましたら、吉川

委員お願いいたします。

吉川委員 ただいま、すばらしい計画御説明いただきまして、私どもも身が引き締まる思いでございます。できる限り御協力していきたいと思っております。ただ、最近、私どもの地域でみどり、花壇、これの観察ということで、まち歩きをさせていただきました。そのとき大変話題になったのが、牛込警察署の前にありますイチョウの木でございます。あれがみどり文化財指定ということで大変に話題になりまして、みどりでも文化財指定があるんだということで、こういうように区民の意識を引き上げるためには何か一つ目玉がないと上がることができませんので、興味を引くような、みどりの文化財は牛込警察署の前にございますが、そのほかにもあるのかということで、あったらどこにあるのか、あるいは何か所あるのか、大変興味を皆さんは持ったわけでございます。そういう興味が一つ一つ積み重ねで、緑をふやす比率までは行きませんが、そういったことが、近年屋上緑化がふえているということ、マンション住まいの方が多うございますから、そういう花壇、みどりに対する観察、喜びがそういうことでつながっておることだと思っておりますので、みどりの文化財の指定につきまして、いきさつについてお話を聞かさせていただければ幸いです。

以上です。

熊谷会長 事務局からいかがでしょうか。

みどり公園課長 ありがとうございます。

牛込警察署のイチョウは、公有地の保護樹木第1号ということで指定させていただきました。26年1月にみどりの文化財の公有地の樹木の指定要綱を制定して、審議会にもお諮りしたうえで、2月5日に第1号として牛込警察署のイチョウを指定しております。幹周り3.4メートルということで、今までは私有地の保護樹木しか指定してこなかったのですが、やはり公有地の樹木もいろいろ安易に伐採されたりとか、ちょっと病気で放置されたりとかいったことも見受けられましたので、こういう制度を導入した次第です。牛込警察署のイチョウは第1号で、その後続きまして翌年に医療センターの先ほどのケヤキです、幹周り4.86メートルのケヤキを指定させていただきました、今回また新たに3本の指定を医療センターの中で行うということで、今現在、きょう承認されましたので5本の公有地の保護樹木という形になっております。今後もまた進めていきたいと考えております。ただ、防衛省とか、中にはいろいろ機密にかかわるところもありまして、断られたりとかするケースもありますので、努力してまいりたいと思っております。

吉川委員 牛込警察署のおまわりさんと話したら、いや警察で大事にしているんですよという

お話を聞きましたので、イチョウの木をおまわりさんたち大変大切に扱っているということでございますので、ぜひこの制度をふやして、緑化比率にも関係してくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

みどり公園課長 そのほかちょっとつけ足しますが、この地ではありませんが、特別保護樹木という制度もつくりまして、幸國寺であるとか、薬王院の貴重な樹木も指定しておりますので、いろいろ目玉となるものは進めていきたいと考えております。

熊谷会長 主要景観木とか景観のあれもあるわな。だから今度そういうのをまとめて、区内に。

みどり公園課長 特別保護樹木、また景観重要樹木等もありますので、またまとめて御紹介させていただきますと思ひます。

熊谷会長 次回までにちゃんと。

みどり公園課長 次回御紹介いたします。

熊谷会長 ほかに何か、どうぞ。

吉川委員 生き物調査ということで、私ども新宿区のエコライフ推進委員は数年前から新宿区内の生き物を調査しておりまして、その写真を撮りまして、イベントのとき地図をつくりまして、地図上にその写真を張って公開してございます。

それとあわせて、鳥等姿を見ただけでは実感がわからないということでございますので、鳥の泣き声、自分がその地図上で見た鳥、その泣き声を聞きたいということであれば、操作すれば鳥の声が聞こえるようなシステム、そういうことをして幾らかでも生き物をPRしたいという活動も進めさせていただいておりますので、一応お耳に入れておきたいと思ひます。

みどり公園課長 ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局担当 今の生き物マップにつきましては、今の生き物調査の中で、その資料をいただきまして、調査結果の一つとして反映させていく予定でございます。

熊谷会長 ほかに、武山委員お願ひいたします。

武山委員 新宿区も、今、西新宿の再開発も大体平成30年は全て終了するということもありますし、四谷のほうも始まって、青写真ができて開発しています。また牛込のほうは、大日本印刷も終わりましたし、いわゆる再開発で大きな緑地がある程度できるというのが見通しがほぼ30年終わりますので、その分を見越してやっただけければ、大体新宿の全体のあれがわかるのじゃないかなというふうを考えております。

熊谷会長 ありがとうございます。

もう既に緑化計画もきちんと出ているんだらうから、その辺も含めて、この緑被率、あるいはみどり率、緑視率というのは、これはもうたまたま全部のみどりの基本計画については多分審議会の現在の委員の方、最初からかかわっている委員の方もいらっしゃいますので、その経緯を御承知の方もいらっしゃると思いますけれども、毎回目標値をどうするかと、目標値を0.1とか、0.2なんて、こんなもの目標値になるわけないだらう、早い話が夢でもいいから10%とか、25%とか、そういうのを目標値を立てて、それを実現するためにどのような施策かを考えていくのが本来の基本計画ではないかという議論を毎回させていただいて、残念ながら実態は0.01とか、こんなところでとどまっていますけれども、やはりこれだけ連続して目標値が達成がなかなか難しいということは、やはりそれなりに基本計画が絵に描いた餅に過ぎないということです、今回はぜひそれを実現するための、よく今国のいろいろな基本計画とか何かでも、単なる計画だけじゃなくて、あるいはマスタープランだけじゃなくて、アクションプランというのをみんなつくるようにして、実際に行政側とか、それを担う人たちがどういう実行計画でやっていくかというのを、あわせてつくるような時代になってまいりましたので、何かその辺も今回少し考えていただけたらいいかなと思います。

それと、これは本来でも私のほうから区長とか何かに申し上げなきゃならないんですけども、これだけ大事なみどりの基本計画でも、それを策定する経費というのは特に何か認められているわけでもないし、それからそれにさける必要な調査費とか、あるいは私なんかでできれば専門の方に参加していただいたほうが、この庁内の担当のワーキンググループの方も効率よく、かつ仕事が進むんじゃないかと思うんですけども、そういうようなのに対する費用についてもどうもまだ未確認のようですので、となると、結局最初のスケジュール（案）のところに戻りますけれども、今年度あと1回、それから来年度4回のこの審議会自体がこの基本計画を実際に作成する非常に重要な役割を担うことになります。ですから、今後、次回から具体的ないろいろな基本計画の（案）が事務局がまとめて出してこられますけれども、それについて本当に委員の専門の方から忌憚のない御意見をいただいて、ですから通常は、基本計画策定委員会というのをつくって、例えば渡辺委員に委員長でもなっただいてやるのがあれなんですけれども、そういうわけではいかないので、ぜひこの審議委員会の委員の方に本当にこのスケジュール（案）に沿った審議の場ではそれなりに御意見を賜れればと思いますし、それ以上ちょっと私から申し上げられないんですけども、できればここに専門の委員会でもつくって、そういう方、あるいは顧問ぐらいの方はこの内部のワー

キングの方になっていただいたらどうかと思いますし、私の提案としては、できましたら、この審議会の委員の中の何名かはそのアドバイザーとして具体的な案づくりのときにも、お智恵を出していただけたらなというふうに思いますので、副会長初め委員の皆様よろしくお願いたします。

本当に、この目標値や今事務局から説明されましたけれども、ちょっと気を許すと目標値がマイナスになりますので、大変なあれで、多分30万をずっと割っていたんですね、新宿区の人口は。もちろん昼間人口はすごくあるんですけども、それからだんだんふえてきて、30万を越して、私も区民としては大変にその辺は自慢にするんですけども、よく分析してみると、1割は外国人なんですよね。だから、外国籍の方ががんとふえて、そういう形で、10人に1人が外国の方ですから、そういう国際的な区で、こんな中途半端というか、少ないみどりじゃ、ちょっと東京オリンピックに向けて恥ずかしいですので、その辺も、ぜひ区長に土木部長のほうから。

これ、本当にこのみどりの基本計画というのは大事な計画で、毎回申し上げるんですけども、このみどりの基本計画をきちんと立てると、区のほかのいろいろな道路計画とか、あるいは都市計画とか、いろいろな計画全てがこれにかかわってきますので、これはもっと区としても、しっかりと立てられたらいいかなと思いますし、例えば道路のほうで道路計画とか、あるいはいろいろなその計画を立てますと、それは結局は結果的にセクショナリズムというか、その部署だけの計画にどうしてもなってしまうので、その点、このみどりの基本計画は、本当にいろいろ全般にわたっていろいろなことを皆さんと一緒に考えていくし、それから区民の本来望んでいるような区の基礎的な姿を多分考えることになると思いますので、ちょっと長くなりましたけれども、ぜひ今回は今までいろいろな問題をブレイクスルーして、多分、日本の中でこれだけ立派な計画をみどりについて立てているのは、新宿区がやっぱり断トツで独走態勢に入っているんじゃないかと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

はい、部長よろしくお願いたします。今度は、区長も呼んで、その辺に座ってもらって、御意見を賜って。

みどり土木部長 我々も、今、担当からも御説明しましたように、みどりの基本計画というのは、区の施策の中でも非常に重要な施策であるというふうに思って日ごろ取り組んでいるところでございます。30年度からにつきましても、新宿区の総合計画の本当の一つといたしまして、みどりを大切にしまちづくりを新宿区としてはしていきたいというふうに考えてご

ございます。限られた時間と限られた財政の中でどうするかについては、我々職員が、まずは智慧を出し合って原案をつくりまして、みどりの推進審議会の中で御議論いただくというふうに考えておりますが、ただいま会長からも顧問だとか、特別な表現もございまして、これはちょっとまた別途会長等と御相談させていただきまして、どのようにみどりの推進審議会、また外部なのか、そこについて、ちょっと協議させていただこうと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

熊谷会長 区長よろしく。

みどり土木部長 はい。区長のほうにも伝えさせていただきたいと思いますが、ちょっとそのような形でちょっと検討していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、10年ぐらい先を見ますと、今も武山委員からも出ましたけれども、新宿区内で行われている、特に我々区が今独自に公園をつくるというのはなかなか用地の確保なども含めまして至難の業でございますが、可能な限り、民間の土地とか、公有地が売却だとか何かのときには、積極的に手を挙げて、公園づくりをしていきたいというふうに思っておりますので、10年全く公園をつくれないうわけではないのですが、そういう思いは持ってこれから進みたいと思っておりますし、新宿区内、民間の再開発事業が盛んに行われておりますが、一方では、武山委員言われましたように、かなり計画になっている部分については、もう現実的になってございまして、大日本印刷の市ヶ谷の森であるとか四谷の再開発事業ですとか、西新宿で行われているさまざまな開発事業についても、一定のところについては絵になってございます。このところについては新宿区も、我々のみどりの立場では、可能な限り早い段階から入らせていただきまして、量だけじゃなくて、質もそれなりのものは整備していただきたいということで、我々ちょっと悪役を演じるときも正直言っているんですが、事業者にとっては、きついハードルだというふうなこともときどき言われるところはありますけれども、可能な限りせっかくつくってもらうんなら区民とか来街者の方に喜んでいただけるような、みどりはつくっていききたいなというふうに思っておりますので、そういったことも、今後10年間の中では落とし込んでみどりの基本計画をつくっていききたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

熊谷会長 副会長、何かございますか。

興水副会長 大変な作業を庁内の職員の方々が一生懸命やられるということは敬意を表したい

と思いますけれども、かなり大変だろうと思います。今、部長から話しがあったように、総合計画の中に位置づけるということ、もちろんそのとおりなんです、やっぱりみどりの計画がみどりだけでやろうとしてももう限界があるということも見えてしまっているんで、ほかの計画とどううまく連動してやるかということにもっと力点を置いたほうが私はいいのかなという気がひとつしています。ですから、ほかの部局に少し口出しをお出しすることにはなると思うんですけれども、勇気を出して、ほかの計画の中にもみどりを取り込む、福祉環境、観光、教育、いろいろな計画があると思うんです。そういう中にみどりの話を入れ込んでいく、あるいはみどりに関心を持っていただくという、そういう協力体制をやっぱりとらないともう無理なんです。それにはやっぱり会長言われたように、区長さんがそうさうさうと言うことで、皆さん一生懸命やりましょうねということで、声を出していただけると、みどり土木部も動きやすいし、ほかの部も協力していただけるので、一度そういうチャンスをぜひつくっていただくといいなというふうに思います。

もう一つが、新宿区の場合は、もう公園部会でも、なかなか数値目標を出しても結局銀行のマイナス金利みたいな話になっちゃうと嫌なので、数値目標を出さなきゃいけないとしたら、少し幅を持たせてもいいかもしれません。何%から何%の範囲とか、何%以上、少しでも多くとか、少し幅を持たせて、ずるいかもしれないんですけれども、幅を持たせていただくとやっぱり目標がないと元気が出ないので、やっぱりうまい目標値を示していればいいかなと思います。

もう一つが、新宿区はやっぱり事業者の役割が非常に大きいんで、ですから、今、話あったように、大日本印刷の市ヶ谷の森なんかも大変いいプロジェクトでしたから、そういういいプロジェクトを意外に知られていない、もっともっとうこういうプロジェクトがあるんだよということをはほかの民間事業者の方にも知っていただいて、規模はいろいろあるでしょうから、小さくても、これだけ頑張ると敷地内でできるんですよって、いいプロジェクトをぜひもっともっと事業者にも知っていただく、区民の方にも知っていただく、そういう広報、宣伝、周知活動というのはもっともっとうやっていただくと、それが功を奏して時間がかかるかもしれませんが、少しずつそういういいプロジェクトにつながっていくというのも大事だろうと思うので、ぜひそこもやっていただきたい。それは区民に対してもそうですね。区民のいろいろなみどりの活動、先ほど吉川委員がなかなかいいことをおっしゃったので、ぜひそれもこの基本計画の中でぜひ位置づけていただくなり、ほかの組織のいろいろな活動に対しても力を得ることにつながると思うので、ぜひ区民のいい活動についても、もっとも

っと宣伝していただいて、区民がみどりに積極的に取り組めるような、そういう状況づくりも大事だろうと思いますので、区だけで責任を持って頑張ろうという、皆さん気がめいってしまって、もうどうしようもないというようなことになっちゃうとまずいので、できるだけ行政だけの役割、事業者と区民と区内でのほかの方々ともどうやって連動するかということも含めて、少し幅広に考えていったらどうでしょうか。前の基本計画大変よくできているので、それを踏襲して、それを発展する、それからやれなかったことはもう反省してこれできなかったよということで、一度前の計画を総ざらえしたらどうでしょうかと思いますね。よろしく願いをいたします。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ、それでは、小野委員、順番によろしく願います。

小野委員 目標を設定するにはやっぱり具体的な計画がある程度ないと厳しいと思うんですが、オリンピックも控えておりますので、国立競技場を初めその周辺の緑化計画と新宿区のつながりの部分で少しはふやせる見込みがあるのではないかとか、その辺の実態的なところと、それから新宿区は、本当に今もう有効活用できる土地が少ない状況にある中で、抜本的に目標達成に向けて頑張るとしたら、あとはビルの屋上の緑化とか、そういうところしかないのではないかなというふうに、実は環境審議会にいたことがありまして、そのときからずっと思っていたんですけれども、どんどん開発されていく新しいビルの屋上、もしくは、公共機関の屋上とか、そういうところからの緑化も確か緑被率に入るのではないかなと思うんですけれども、ちょっと夢のような目標に向かっていくにはやっぱりひとつ起爆剤になるような大きな計画もあったほうが、予算の関係もあると思うんですが、いいのではないかなというふうに思っております。

あと（４）の区民意識の問題なんですけれども、これはあくまでも主観の問題だと思いますので、さっき吉川委員が提案なさってくださったように、保護樹木とかランドマーク的になっているそういうみどりの目玉のポイントを区民がオリエンテーリングをしていくような、そういう機会があれば、新宿にもみどりがあるんだという意識だけは幾らでも向上ができるのではないかなというふうに思いました。

今回、何度か挙がっている国立医療センターの、もう既に保護樹木になっているケヤキの件なんです、あの道を私もよく通ることがありまして、本当に大きな木だなと思いながらそばを通るんですけれども、実際は、確か１メートルぐらいしかないような、歩道の横に半

分出たような形になっていまして、歩行者がいる場合には、もう1人通ったら精いっぱいというような感じで、あの木をゆっくり見学するような状況には恐らく今はないと思うんです。道路にも根の凹凸がひびいているような状況で、その辺の整備とかもあわせて進めていって、本当に新宿が誇れる樹木があれば、オリエンテーリングとかスタンプラリーのような形で回れたら、大分4番については区民意識は高まるのではないかなというふうに思いまして、ちょっと意見を言わせていただきました。

以上です。

熊谷会長 貴重な意見ありがとうございました。

続いて、間座委員お願いいたします。

間座委員 私は、バスでよく移動いたすんですが、そのときに2種類のみどりの光景を目にいたしております。

1つは、ベランダのある建物のベランダにみどりが随分置かれている建物と、それから屋上のみどりでございます。これらをもっと推進力みたいなものをつけて、積極的にできやしないかなといつもバスの中で思っているんですが、もちろん区民の皆さんの意識を高めなくてはそれはならないと思いますが、そこを、区の力でもって、例えばゴーヤのときに、区のほうは、プランターと土を提供してゴーヤを温暖化防止のためにやっておりますが、あれの屋上版とベランダ版みたいなことをやったらどうかと私は思っているんですが、ちょっとたわいもないことではございませんか。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございました。

壁面緑化とか屋上緑化は全部みどりの課。

みどり公園課長 屋上緑化に関してはみどりの課で、壁面なんかもやっておりますが、ゴーヤは環境清掃部のほうで。

熊谷会長 だから、ちょっとあれが違うんだよね。

みどり公園課長 ちょっとまたがっていますので、連携を取りながらやらせていただきたいと思っております。

熊谷会長 前の計画の策定時期もやはり屋上緑化とか壁面緑化の御意見たくさんあって、それなりに努力をしていただいているんですけども、やはりかなり数値としては区の緑地率とか、緑被を上げるには、まだまだこれから頑張らないといけないと思います。屋上緑化の日本の元締めは興水先生ですから、十分にこれから期待できますし、委員の中にも、壁面、屋

上緑化のプロの方がたくさんいらっしゃいますので、これは重要だと思うんですけども、例えば重要景観木とか何か、あれは景観審議会のほうなんだよな、どっちかという。だから、都市計画と、それから景観と幾つかのあれで、私から言わせれば意外とセクショナリズムで、ここは僕んところだとか、あるいはここは僕んところで、意外とその辺がうまくお互いに牽制し合うんです。だから、区長あたりから、上からぼんと全体一緒にやれと言っていたかないとなかなかうまいこといかない。

それから、一時、校庭を芝生化とか、教育委員会も結構かかわっているんですよ。各小学校に昔はビオトープをつくれとか、小学校たくさんあるから、それにビオトープをつかっていけば、トータルすりゃ結構な面積になるじゃないかと。それから、先ほど吉川委員の言われたように、各小学校が動物とか虫とか、そういうのに興味を持っていけば、これは区としては大変なあれになるんじゃないかと、いろいろな議論もありましたし、それから、その後は、幼稚園の園庭の芝生、園庭を芝生にするというこういうような動きがありまして、そうすると、これも全体で見ると多少ですけども、幼稚園とか、保育園もそうかな、そういうところが芝生になれば、それなりに全体の中でのみどりの緑の上がるんじゃないかというのも思うんですけども、なかなかそれを全体にコントロールしていけるようなのがない。

それからもう一つは、点とかそういうのをふやすと同時に、それをつなげると、みどりの基本計画と、例えば外苑にみどりがあって、どこそこにあって、今回は、大日本印刷とか幾つかと、それをつなげたら、おとめ山とか、そういう緑地をうまくつなげる、そういう議論は毎回出るんですけども、なかなかそれが施策の中で浮かび上がってこないというのは、アイデアとそれを実現するところにちょっと乖離があるような気がしますので、ちょっと私しゃべり過ぎですけども、さっき申し上げたアクションプランと言いますか、実行計画で、これを実現するためにはこことこの協力で、こういうような形でやっていくと。だから道路については、道路の街路樹についても完全につなげるということ意識を持ってやってもらうとか、ぜひアクションプランを少し考えていただくと効果があるかなというふうに思います。

ほかに、何か御意見あれば、渋谷委員、それから渡辺委員。

渋谷委員 ちょっと2点だけあるんですけども、まず1点目は質問で、資料4の基本計画の改定2の3のところにある、みどりの基本計画に生物多様性地域戦略を追加すると、生物地域戦略の話が出ていますが、横断的な意味で、どういうふうな現状なのかというのを教えていただきたいのが1点です。

それから、もう1点は、次のページのスケジュール（案）のところで、今、熊谷先生がおっしゃったこととほぼ似ているんですけども、エコロジカルネットワークの（案）というのを出されるときに、次回までに出されるということなんですが、そのアクションプランのアクションネットワークプランと言いますか、もう既に新宿区の場合には、連合会、協議会、それから自治会の方々がそれぞれに活動していらっしゃると、そこに小学校、あるいは幼稚園等の環境教育をどういうふうにネットワークとして連携させるか、新戦力の部分ですね。再開発後の新戦力をどういうふうに取り入れるかといったようなアクションプランの中のネットワークというのも一緒に提言していただけると、作成していただけると、次のステップに行きやすいのかなということで、御検討いただければと思います。

熊谷会長 渡辺委員お願いいたします。

渡辺委員 各出張所単位に新宿区には地区協議会というのがあると思うんですけども、吉川委員と私は筆筒のほうの協議会に入っております、その協議会の中で、地域の絆とみどり、その2つの分科会に分かれております。私たちは、みどりに入っております、筆筒地区はすごくみどりが少ないということで、この数年ずっと頑張ってみどりを植えましょうということで、たくさん植えてくださって育ててくださっている方を表彰したり、また多分ことしも9月25日にありますけれども、そのときは、水耕栽培についてのお話をいただく予定となっております。

毎年、そのように少しずつでも地域の方と一緒に、みどりをふやすことを努力しておりますが、ちょっとふえたということを知っているんですけども、もしわかったら教えていただきたいと思います。

それで、本当に私たちのできることは、大きなことでないんですけども、各個人のお宅で、少しでもみどりをふやしていただく、その会の最後には、お花の鉢を差し上げておまして、大変好評をいただいております。

それから、もう一つ、うちの近所にあります日本出版クラブというのがあるんですけども、私たち利用してすごく楽しんでいるんですが、あと2年ほどして、それがなくなってしまう、たぶん野村不動産のほうでマンションを建てるという計画があると伺っております。ぜひ、みどりの方がいらして、その周りにもたくさんのお木を植えてくださるように御進言いただいたらありがたいと思っております。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

お待たせしました、藤田委員。

藤田委員 この間、ちょっとスペインへ行ってきたんですけれども、パーゴラ緑化、1,000平米単位の緑化がされているんです。新宿区では、バス停を緑化していますよね、屋上をね。パーゴラを、ああいうのをもうちょっとふやしていけば、かなりみどりがふえるんじゃないでしょうか。

それと、スペインはやっぱり建物の外壁にいろいろ花を飾っていたり、つるをはわせたり、そういった面で緑被率じゃなくて緑視率、見た目のみどりというのは非常にふえているんです。やはり、緑被率をとというのはどうしても目標になるんですけれども、緑視率のほうももっともっと重視していただければ、バルコニー緑化なんかも入ってくるんじゃないかと、そうすると、みどりに携わる人がふえる、というのは非常にこれから有効じゃないかなというふうに思っています。

それと、これから「新宿ダッシュ」というので、今ちょっとテレビに出始めていますので、そういったものを皆さんも興味を持っていただければもっともっとそういった面がふえるんじゃないかなというように期待しています。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局から。

事務局担当 渋谷委員のほうから生物多様性地域戦略について御質問がありました。新宿区といたしましては、平成7年に一度生物生息環境形成計画ということで、生き物についての計画は20年ほど前に一度つくっております。

それから、現行の基本計画の中でも、47ページになりますけれども、生き物の生息できる環境をつくり出すということで、この計画の中では点としてのビオトープの拠点等をつくっていくという計画のところまでは既に計画を実行しております。また、この地域戦略はその後出てきた計画なので、今の新しい計画に少しあわせるような形でエコロジカルネットワークであるとか、他の項目もまだここでは触れていない項目がありますので、追加するような形で国の生物多様性地域戦略にあわせた形でみどりの基本計画の中に取り入れていくというふうに考えております。

続きまして、「新宿ダッシュ」なんですけれども、「鉄腕ダッシュ」という番組で、あそこで無人島とか山の中をいろいろやっていくという番組なんですけれども、アイドルたちが、今度新しく新宿、都市で何かをやりたいと、あそこが考えまして、正直、こちらみどり公園

課のほうにも何度か問い合わせとか相談とか、昨年からずっとやっております、情報提供とか、情報交流しているんですけども、実際には、屋上で何かをやりたいとか、どうしたいのかまだよくわからないところがあるんですけども、次は今度の日曜日に第2回目の放送があるということなんですけれども、新宿の自然、こちらから見ると、前回の番組にもカブトムシがいたということで驚いていたんですけども、逆に私たちとしてはそのくらいは普通のつもりでもいるんですけども、外から見るとそれ自体がすごく、新宿でカブトムシがというだけでもインパクトがある話でもあるのかなという、逆に外から見た新宿というのをもう少し考えさせられますので、今後とも、あの番組と自治体と、多分これからも番組のスタッフとは少し話をしていくことになると思いますので、うちの役にも立つように少し協力しながらやっていきたいというふうに思っております。

熊谷会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、椎名委員お願いいたします。

椎名委員 人口はこれからしばらくふえるという話なんですけれども、これは当たり前だと思うんですね。恐らく都心回帰とか居住条件やなんか、いろいろなものの再開発、地区ですね、さらに進むと私は思っています。再開発したところでもさらにもう一回やるとか、それ出てくると思うんです。ですから、一つは、やっぱり生物多様性も含めた使用前、使用后というんですか、前の、例えば木密地域が新宿はないんですか、よく知らないんですけども。

みどり公園課長 あります。

椎名委員 ありますか。木密地域のところを再開発すると、再開発してでき上がったものがどういうふうになるというようなことは、定性的ですけども、でもこれからやはり新宿の場合は、先ほど野村不動産がマンションを建てるという話もありましたけれども、どんどんふえていくと思うんです。というのは、ブランドだと思うんです。それとももちろん職住接近のいい場所でもあるし、最高の、ある意味住みたいまちの一つにもなると思うんです。そういう点から言うと、再開発の部分というのをどう評価して、それを定性的ですけども、区民にどう伝えるかという部分も大事なのかなと。大事なのかなと言うより、そういうものしかないかなと。パーセントとか、そういうものはそんなにふえないと思います、これは。つなげるのはすごい効果あると思うんです。例えば立川の基地跡地が今いろいろなものをつくって、裁判所をつくったり、研究所やなんかをつくっているんですけども、それは具体的につなげているんです。つなげていますからその緑を通して駅の近くまで行けるといような条件もやっていますので、再開発の間をどうするかという問題もあるんですけども、い

ずれにしても、再開発とか、新しく建てるマンションとか、そういう部分の使用前、使用後みたいな話を何か……いやうまくできるかどうかちょっとわかりませんが、やられたらいいと思いますね。それで、恐らくその中でも生物多様性みたいなものは、時代の流れとしてどうしても必要ですので、そこら辺を重視なさればもう一つあるのかなという気がします。ちょっとわからないですけども。

熊谷会長 ありがとうございます。

多分みどりの基本計画の改定、今度10次ですか、9次ですか。

みどり公園課長 第4次です。

熊谷会長 第4次か。

みどり公園部長 10年間です。

熊谷会長 今3次だよ。4次に向けて、期待を委員の方たくさんされていらっしゃるんですけども、3次の計画のときも、私の記憶では同じような議論をして、やっぱりそのときも、単なる祝詞^{のりごと}だけ上げていたんじゃないかと、ちゃんと行動計画というのをそのときもつくっているんですけども、やはり、それからもうほぼ10年近くたっているんで、実際に、今回、委員の方々から御指摘を受けたような具体的にどのような施策と絡めるかとか、ここについては、そのようなところまで少し踏み込んだことを考えていただけたらと思いますし、それから、先ほど興水副会長が言われたように、前回のこのみどりの基本計画非常によくできていますので、これのいいところをそのまま今回もどうやって実現するかとか、それから実現にするについてどういうところが問題があったり、障害になっているかとか、何かそんなところを整理していただだけでも随分違うと思います。

多分まだ御意見がいっぱいあるかと思いますが、きょうはこのくらいで事務局を勘弁させてやっていただいて、次回からは、具体的な案が出てくるとと思いますので、そのときに御意見をちょうだいしたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、5分ほどちょっとオーバーいたしましたけれども、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

事務局のほうにお返しをいたします。何か連絡事項あれば。

◎連絡事項

みどり公園課長 それでは、連絡事項を簡単に申し上げます。

次回の第4回審議会ですが、1月の下旬ごろを予定しております。内容につきましてはみ

どりの基本計画の具体案の審議を中心にさせていただきたいと考えております。

日時につきましては、改めて調整させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◎閉会

熊谷会長 どうもありがとうございました。

午後零時07分閉会